

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成6年2月1日から7年10月1日までの標準報酬月額については、6年2月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、申立人の平成7年10月1日から11年7月1日までの標準報酬月額については、7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から10年4月までは28万円、同年5月は24万円、同年6月から11年6月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年10月から11年6月までの、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から11年7月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた給与の手取額である二十数万円から三十数万円までに比べ低くなっている。

このことは、私が保管している預金の取引明細書で分かるので、申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年2月1日から7年10月1日までの標準報酬月額について、オンライン記録では、当初、6年2月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは30万円と記録されていたところ、同年6月16日付けで取り消された上で、6年2月から同年10月までは8万円、同年11月から7年9月までは9万2,000円に遡って引き下げられている。

また、オンライン記録から、当該期間当時の申立事業所における被保険者7人のうち、元同僚で、かつ、申立人と同じ当該事業所の元役員の標準報酬月額の一部が、申立人と同様に、同日に遡及して訂正処理されているほか、時期や対象期間は異なるものの、元事業主及びその妻の標準報酬月額も遡及して訂正処理されていることが確認できるところ、この元事業主は、当時の関係資料を保管していないとしながらも、「当社は当時、経営状態が悪く、社会保険料や税金を常時滞納するようになっていたので、その時期・対象期間ははっきりしないものの、申立人を含む全役員に限って最低等級の標準報酬月額を基準とした金額を納付していた。」、「申立人は、当社が申立人の実際の報酬額よりも低く標準報酬月額を届け出ていることを知らなかったと思う。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、申立事業所の取締役となっていたことが確認できるものの、申立人はもとより、元事業主及びその妻などは、「設計・技術担当の役員であった申立人は、社会保険関係業務には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成6年2月から同年9月までは32万円、同年10月から7年9月までは30万円）に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成7年10月1日から11年7月1日までの期間については、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されており、遡及訂正等の不合理な処理は確認できない。

しかしながら、申立人が保管している預金の取引明細書では、当該期間の給与振込額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっている。

また、申立事業所の元役員で、申立人と同様に標準報酬月額の記録が遡及訂正処理され、当該期間の標準報酬月額も申立人と同様に9万2,000円と記録されている同僚の保管している給料支払明細書によると、訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が継続して控除されていることが確認できることから判断すると、申立人についても訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が継続して控除されていたものと考えられる。

さらに、元事業主は、申立人の報酬額そのものをそれ以前に比べて低くしたことはなかったとするとともに、申立人はもとより、元事業主及び前述の元同僚が「申立人よりも職位が上の元同僚の方が、実際の報酬額は高かったと思う。」と供述している。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額の記録については、申立人の預金の取引明細書の給与振込額から算出した報酬月額、及び前述の保険料控除額から判断して、平成7年10月から8年9月までは30万円、同年10月から10年4月までは28万円、同年5月は24万円、同年6月から11年6月までは28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料を保管していないことなどから、不明と回答している。しかし、前述のとおり、元同僚が保管している給料支払明細書などにより確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことが確認できることから見て、申立人についても同様に、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から29年9月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を28年4月1日、資格喪失日を29年9月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28年4月から同年10月までは3,500円、同年11月から29年8月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から31年4月1日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和28年3月に中学校を卒業後、申立事業所に入社しており、集団就職時に同じ駅、同じ列車で出発し、当該事業所への到着日も同じだった元同僚二人には厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、私も加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立期間当時に申立事業所で撮ったスナップ写真、及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所に集団就職する時に同じ駅、同じ列車で出発し、申立事業所への到着日が同じだったと思うとして氏名を挙げた元同僚二人は、いずれも「私たちは、申立人と同じ日に申立事業所へ入社し、同じ寮に住み、同じ工員として勤務していた。」と供述しているとともに、申立事業所におい

て昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚 10 人（前述の 2 人を含む。）のうち
の 9 人には、オンライン記録等により、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる
ところ、このうち、申立人と同じ職種
の 6 人に聴取した結果、5 人が、「期間ははっきりしないが、申立事業所で申立期間当時、一緒に勤務していた。」、「私は申立人と同じ職種・勤務形態であった。」などと供述している。

なお、申立人は、申立事業所における勤務期間を明確に覚えているわけではないとしているところ、申立人の勤務期間のうち、その始期については、申立人が
集団就職の際、申立事業所への到着日が同じだったとした前述の元同僚二人の資格取得日と同一の昭和 28 年 4 月 1 日とし、その終期については、「私が申立事業所を辞める時にも、申立人は勤務していた。」などとする複数の元同僚による供述内容や、それらの者の資格喪失日の記録を踏まえると、29 年 9 月 16 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 9 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の元同僚二人における厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 28 年 4 月から同年 10 月までは 3,500 円、同年 11 月から 29 年 8 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は平成 14 年 2 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後
に喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれらの届出を記録していないとは考え難いため、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 9 月 16 日から 31 年 4 月 1 日までの期間については、申立人が氏名を挙げた前述の元同僚 10 人のうち、連絡の取れた 6 人から聴取したものの、申立人が当該期間中、申立事業所で勤務していたことが推認できない。

また、申立事業所は、前述のとおり、既に適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料・周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和29年9月16日から31年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成8年1月か2月頃、母と一緒に市役所支所の窓口で国民年金の加入手続をした。当時私は学生で収入が無かったので、国民年金保険料の免除をお願いしたが、父の収入が高いため、免除はできないと言われ、1年分の保険料を納付した。翌年の春も市役所支所に出向き、免除は困難だと言われたが、再度手続に行き、いろいろと理由を書いてやっと免除が認められたことを覚えている。申立期間の保険料は納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請書を提出し、承認されたのは平成9年度のみであり、7年度及び8年度については、免除申請書は提出せずに、保険料を納付したはずであると述べているところ、市の国民年金保険料の納付状況に係る電算画面には「平成8年2月14日 申請免除却下、処理年月日：平成8年3月18日」の記録が確認できることから、申立人は、平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料の免除を申請したものの、社会保険事務所（当時）の審査の結果、却下されたものと考えられ、当該3か月分の保険料については、同年12月27日に過年度納付されたことが領収済通知書により確認できる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する平成8年度については、電算画面及びオンライン記録により、9年度と同様に申立人の免除申請が承認されていることが確認できるものの、納付済みの記録を訂正し、免除記録を追加した形跡は確認できない。

これらのことから、申立人は、平成7年度（平成8年1月から同年3月まで）から9年度まで3回の免除申請を行い、このうち、7年度については、申

請が却下されたため国民年金保険料（3か月分）を納付し、8年度及び9年度については、免除申請が承認されたため保険料は納付しなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 22 日から 38 年 4 月 15 日まで
② 昭和 38 年 7 月 29 日から 42 年 3 月 26 日まで

私がA社に勤務していた申立期間①について、昭和 38 年 6 月 10 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。しかし、私は当該事業所を退職後すぐに帰郷し就職活動もしており、脱退手当金をもらったことや、制度の説明を受けた覚えも無い。

また、私がB社に勤務していた申立期間②についても、昭和 43 年 9 月 27 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。しかし、私は声が出なくなっただけに当該事業所を退職した後、支給当時は別の仕事に就いていたので、脱退手当金を請求する必要も無かった。

申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 6 月 10 日に支給決定されているとともに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿に掲載され、かつ、脱退手当金を受給済みとなっている元同僚のうち、連絡の取れた二人は、「私は、A社の退職時に脱退手当金を受け取ったことを覚えている。」、「私は当該事業所の退職時に、事務員から脱退手当金に関する説明があったため、会社で手続をしてもらい脱退手当金を受け取った。」旨を供述している。

申立期間②については、申立人の脱退手当金は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されている上、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の被保険者原票に掲載され、かつ、脱退手当金を受給済みとなっている元同僚のうち、連絡の取れた一人は、申立人と同様に、前述の被保険者原票には「脱」表示が記されているとともに、「私は、B社の退職時に脱退手当金を受け取ったことを覚えている。」旨を供述している。

さらに、申立期間①及び②については、脱退手当金が申立人に対し2回にわたって支給された旨記録されているところ、それぞれの管轄社会保険事務所（当時）も異なっており、そのいずれもが申立人の意思に反して請求がなされる可能性は希薄なものと考えられ、申立人が関知しないところで、2回の脱退手当金が支給されたことは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 21 日から 41 年 8 月 21 日まで
私は、申立期間当時、厚生年金保険のことは何も分からず、加入していることさえ知らなかったもので、脱退手当金を請求するはずが無く、受け取った覚えも無い。申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年1月11日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給決定日の6日前の昭和42年1月5日付けで申立人の氏名変更が行われたことが確認でき、申立人の婚姻日からは約5か月後であることを踏まえると、当該氏名変更は、脱退手当金の請求手続に合わせて行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、

申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、当該被保険者期間は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）の管轄事業所であることを踏まえると、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 14 日から 36 年 11 月 10 日まで
私が脱退手当金を受給したとされている時期は、会社を退職して実家で家事や家業の手伝いをしていた頃で、失業保険は受給したが、脱退手当金については受給した記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和37年6月5日に支給決定されていることが確認できるところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月10日の前後2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者5人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている3人全員が資格喪失日から7か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業所が関与していた可能性が考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設後であるが、申立人は、申立期間について、「厚生年金保険の加入期間であることを知らなかった。」と述べており、当時、申立人が、公的年金を継続する意思を有していた事情はいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間とこれらの被保険者期間は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、これらの被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 12 月 7 日まで

私は、昭和 32 年 12 月に会社を退職して帰郷した。退職金は無く、退職後は失業保険で生活していた。退職前に失業保険の説明は受けたが、脱退手当金については説明を受けておらず、請求したことも受給したことも無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 33 年 7 月 31 日に支給決定されていることが確認できるところ、支給額に計算上の誤りが無い。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所において被保険者資格を喪失した昭和 32 年 12 月 7 日から同制度が創設された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さやうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 16 日から 43 年 9 月 10 日まで
② 昭和 44 年 3 月 21 日から 45 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 45 年に会社を退職した際には給与しか受給しておらず、当時は、脱退手当金の制度自体を知らず、厚生年金保険に加入していることさえ知らなかった。私は、脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 5 月 6 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設後であるが、申立人は、申立期間①及び②等の直後（退職後）の期間には、いずれも国民年金の強制加入対象期間があったものの、昭和 48 年 6 月以降に加入手続を行うまでは国民年金には未加入であったことなどから、申立人が、当時、公的年金を継続する意思を有していた事情はいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の前にあ

る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間①及び②と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはない。

鹿児島厚生年金 事案 810 (事案 528 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 6 日から 43 年 3 月 21 日まで
② 昭和 43 年 6 月 19 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの間、A 社で、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、私は、昭和 43 年 6 月から 46 年 2 月までの間、B 社又は C 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立事業所においても、途切れることなく働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずであり、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

新たに提出する資料は無いが、再度の申立てを行うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A 社では、当時の従業員の名簿以外には関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答していること、ii) 当該事業所及び申立期間①直後の B 社に係る被保険者に関する名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録がオンライン記録どおり確認できるのみであること、iii) 雇用保険の記録では、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録が、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できるのみであること等を理由として、次に、申立期間②に係る申立てについては、i) B 社及び同社を合併した D 社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控

除状況等は不明であること、ii) B社に係る前述の被保険者名簿では、申立人の加入記録がオンライン記録どおり確認できるのみであること、iii) 雇用保険の記録では、申立期間②の期間においてB社等に係る加入記録が確認できない一方で、当該期間の途中に当たる昭和43年9月2日から46年2月28日までの間、C社に係る加入記録が確認できるところ、当該事業所では、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答していること、iv) C社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の加入記録がオンライン記録のとおり確認できるのみである上、当該事業所が加入のE厚生年金基金では、申立人の同基金における加入期間は、厚生年金保険の加入期間と一致している旨回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月12日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料・情報の提出は無く、当委員会においても、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。